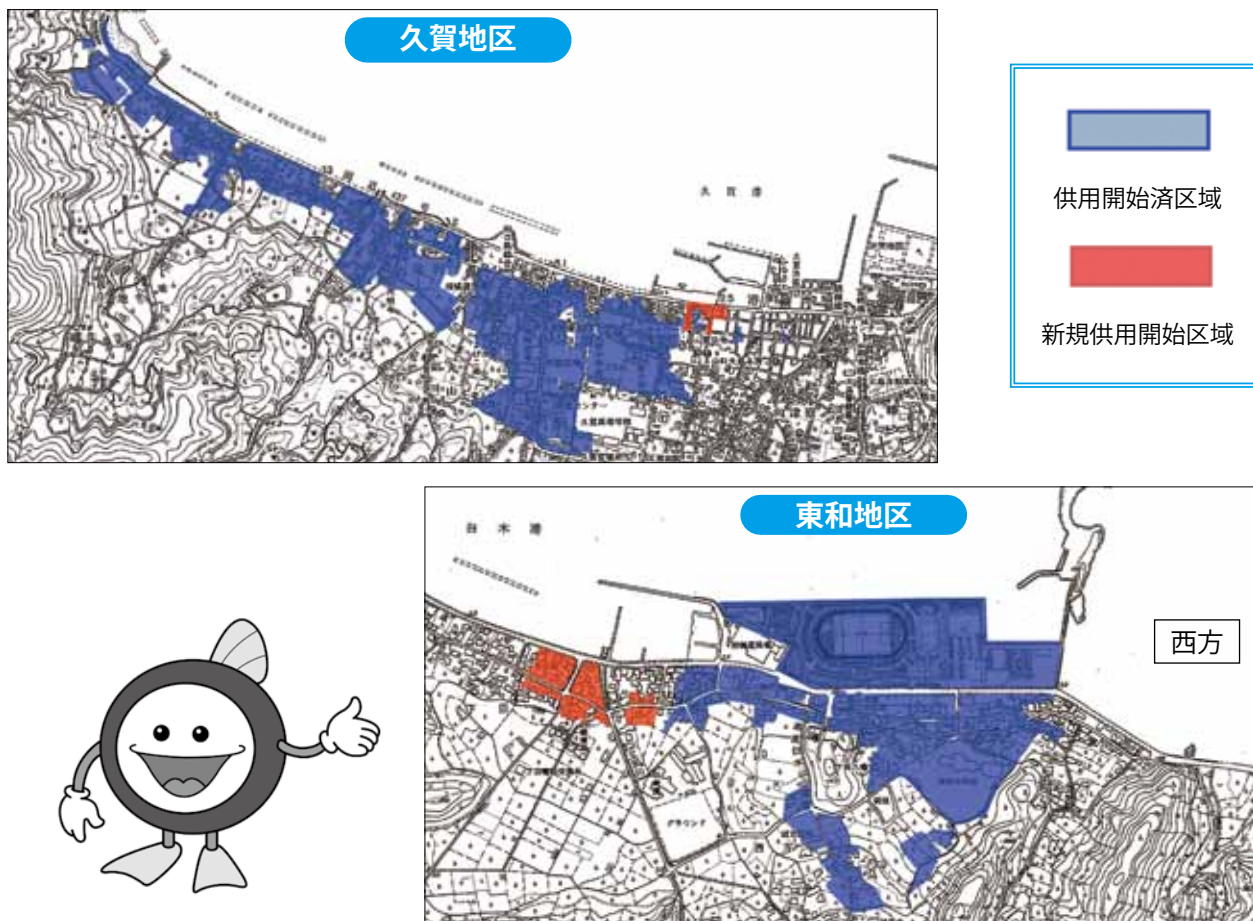


公共下水道が一部供用開始されました

周防大島町公共下水道の一部区域（久賀・西方）が9月30日に供用開始されました。使用できる予定区域は、図のとおりです。詳細な場所はお問い合わせください。



美しい自然と快適な生活環境を守るため、下水道への早期接続をお願いします

◆公共下水道への接続について

建物の所有者は、公共下水道が整備され、使用できるようになる（供用開始の告示が行われる）と、下水道に接続することが義務付けられています。（下水道法第10条第1項、同法第11条の3第1項）

◆下水道を使用するための排水設備工事（排水接続工事）にかかる手続きの流れ

1. 町排水設備指定工事店へ見積依頼

指定工事店等の情報は、町ホームページ（くらしの情報→上下水道→下水道の一覧→下水道供用開始後の必要な手続き等について【ページID 検索No.2703】）に掲載していますが、不明な場合はお問い合わせください。

町内外で業者が登録されていますが、2社以上から見積もりを徴収することをお勧めします。

2. 接続工事の契約締結・排水設備計画確認申請

施工方法や費用など十分な打ち合わせを行い、指定工事店と契約してください。

指定工事店が書類を作成し、町に提出します。

※供用開始日以後にご提出ください。

3. 排水設備確認書の交付

町が申請書類を確認し、申請者に確認書を交付します。

4. 工事着手届・工事完了届の提出

町に着手届を提出し、工事に着手します。

工事完了後、町に完了届を提出します。

5. 工事完了検査・工事検査済証の交付

申請者立ち会いのもと、排水設備の完了検査を実施します。

完了検査後、町から検査済証を交付します。

6. 下水道使用開始届

町に使用開始届を提出し、下水道を使用することができます。